

## 長崎市優秀工事表彰要綱

平成9年4月1日  
決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注した建設工事の受注者のうち、優秀な工事を施工した者並びに当該工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者を表彰することにより、本市の建設技術の向上と発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号）第5条の規定により提出する建設業の許可申請書にその所在地を記載する主たる営業所をいう。
- (2) 施工者 表彰の対象となる工事を施工した者（当該工事の契約日から表彰日までの間、引き続き代表者たる構成員が主たる営業所を長崎市内に有する特定建設工事共同企業体の構成員を含む。）で、当該工事の契約締結日から表彰日までの間、引き続き主たる営業所を長崎市内に有するものをいう。
- (3) 公衆損害事故 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる事故をいう。
- (4) 工事関係者事故 安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる事故をいう。
- (5) 対象工事 本市が発注し、施工者が施工した建設工事のうち、表彰年度の前年度に完成した長崎市工事等成績評定要領（平成12年4月1日施行）第2条第1項の工事（法令違反、公衆損害事故又は工事関係者事故を起こした工事、長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行。以下「指名停止措置要領」という。）の規定による指名停止措置の原因となった工事及び評定点（長崎市工事等成績評定要領（平成12年4月1日施行）による評定点をいう。以下同じ。）が70点未満の工事を除く。）をいう。

- (6) 技術者等 対象工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者（それぞれ施工者に雇用されている者に限る。）をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、評定点が85点以上の対象工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事の施工者及び技術者等とする。

- (1) 評定点が対象工事全体の上位2パーセントの範囲（小数点以下の端数が生じるときは、当該端数は切り上げるものとする。以下同じ。）の工事
- (2) 各工事の種別ごとに評定点が上位2パーセントの範囲の工事
- (3) 特筆すべき事項により表彰に値する工事として、事業担当部長から優秀工事表彰推薦書（第1号様式）の提出があった工事

2 前項第1号及び第2号の範囲において、評定点が最も低い工事の点数が同点の場合は、長崎市工事等成績評定要領第6条の規定により通知する工事成績評定通知書に記載の細別評価の合計点で順位の設定を行い、当該細別評価の合計点が同点の場合は、同点となった全ての工事を表彰の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる施工者及び技術者等は、表彰の対象としない。

- (1) 表彰年度の前年度の4月1日以降に完成し、表彰日の前日までに完成検査を受けた評定点が70点未満の工事を施工した施工者又は当該工事の技術者等

- (2) 表彰年度の前年度の4月1日から表彰日までの間に次のア又はイに該当する施工者又は技術者等

ア 指名停止措置要領又は長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置を受けた施工者及び当該施工者が施工した工事の技術者等

イ 法令に違反し、又は公衆損害事故若しくは工事関係者事故を起こした工事を施工する等、被表彰者としてふさわしくない行為があった施工者又は技術者等（当該施工者が施工した工事の技術者等を含む。）

- (3) 特定建設工事共同企業体の構成員である施工者（当該共同企業体が施工する工事の契約日から表彰日までのいずれかの間、主たる営業所を長崎市外に有する構成員を含む。）のいずれかが前2号に該当することとなった場合における当該工事の施工者及び技術者等

- (4) 表彰日に表彰に係る工事の施工者に雇用されていない技術者等
  - (5) その他市長が適当でないと認める施工者又は技術者等
- (表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回市長が行うものとする。

- 2 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の取消し)

第5条 市長は、表彰を受けた者について、表彰後に被表彰者としてふさわしくない事実が判明したときは、表彰を取り消すことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の制定に基づき表彰を受ける建設業者の期間の計算は、平成8年4月1日から起算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年9月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

附 則（平成27年4月23日長崎市告示第288号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年6月30日長崎市告示第449号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年10月9日長崎市告示第639号）抄  
（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年6月20日長崎市告示第370号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度に行う表彰から適用する。

附 則（令和2年6月26日長崎市告示第399号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度に行う表彰から適用する。

附 則（令和7年5月19日長崎市告示第442号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱及び第2条の規定による改正後の長崎市建設工事等検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する検査から適用する。

3 第3条の規定による改正後の長崎市優秀工事表彰要綱の規定は、この

要綱の施行の日以後に検査を実施したものから適用し、同日前に実施した検査については、なお従前の例による。

優秀工事表彰推薦書

工 事 番 号						工 種		
工 事 名 称								
工 事 場 所								
受注者名	(ふりがな) 商 号							
	(ふりがな) 代表者氏名							
	所在地							
現 場 代理人	(ふりがな) 氏 名				生年月日	年 月 日		
	現住所							
主 任 (監 理) 技術者	(ふりがな) 氏 名				生年月日	年 月 日		
	現住所							
契 約 年 月 日		年 月 日						
検 査 年 月 日		年 月 日						
工 期		年 月 日 ~ 年 月 日						
請 負 金 額		円			成績評定点	点		
下請負の状況		有 ・ 無		下請負総額		円		
工 事 の 概 要								
推 薦 理 由								
<p>長崎市長 様          上記のとおり推薦する。          年 月 日</p> <p style="text-align: right;">部 名          部長氏名 <span style="float: right;">印</span></p>								
推薦書提出所属					所属長氏名			
					担 当		内線 ( )	